東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成補助金交付要領

(令和7年7月22日都市整備部長決定)

(目的)

- 第1条 この交付要領は東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成要綱(以下「要綱」とい
 - う。) 第17条の規定に基づき、事業を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この交付要領における用語の定義は、要綱で使用する用語の例による。

(助成の対象者)

- 第3条 要綱第3条第1項に規定する助成の対象者のうち、所有者の同意を得て要綱第4条に規定する対象工事を行う個人及び法人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) がけ又はよう壁が存する土地に地上権や借地権を有する者
 - (2) 所有者の親族
 - (3) 当該がけ又はよう壁の上部又は下部の土地所有者
- 2 所有者の同意を得たことを示す書面(以下「同意書」という。)の様式は任意とするが、記載 内容については、次の点を記入すること。
 - (1) 同意書には、助成の対象者名及び所有者名を記載し、押印すること
 - (2) 同意書の押印は、実印とし、印鑑証明書を添付すること
 - (3) 助成の対象者と所有者の関係を記載すること
 - (4) 同意の内容を記載すること
 - (5) 費用負担について合意した内容を記載すること
 - (6) 新設、築造替え又は補強を行うがけ又はよう壁の改修後の所有について記載すること
- 3 要綱第3条第1項第3号に規定する、区長が特に認めた者とは、次の各号のいずれかに該当 する者とする。
 - (1) 二次災害を防止する目的のため、当該がけ又はよう壁の存する土地を取得したことにより、結果として所有者となった法人
 - (2) 公益的な事業を目的として、法令により認可、認証及び認定を受け、かつ、がけ又はよう壁の存する土地を所有し、当該事業のために使用している法人